

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市に所在するC会社B支店において、建設作業員として就労していたところ、昭和〇年〇月〇日の業務中に受傷し、「せき髄損傷」との傷病名において加療を継続し、治ゆ後の昭和〇年〇月からは障害補償年金を受給していた。

その後、被災者は、再発、治ゆを繰り返し、平成〇年〇月〇日の再発により、同年〇月からは労働者災害補償保険法施行規則別表第2に定める傷病等級第1級1号に於ける傷病補償年金を受給し療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、全身状態の悪化により誤嚥性肺炎を発症し、D病院に入院するも、同年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書による直接死因は「誤嚥性肺炎」（以下「本件疾病」という。）、直接死因の原因は「せき髄損傷」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の災害により受傷したせき髄損傷に起因するとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡とせき髄損傷との間には医学的相当因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) E医師による平成〇年〇月〇日付け死亡診断書によると、被災者が死亡に至った直接死因は本件疾病と記載されており、当審査会としても、被災者の症状経過等から同所見は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日に本件疾病により死亡したものと判断する。

(2) 被災者は、昭和〇年〇月〇日業務上災害により負傷し、外傷性せき髄損傷による第12胸椎以下完全麻痺のため、昭和〇年〇月から障害補償年金を受給し、以降、障害による褥そう処置などのためF病院を受診していたものである。その後の経過について、請求人は、要旨、「何年か前に子供の頃発症した肺炎を再発してから、3か月に一度、定期的に血液検査とレントゲン撮影のため、D病院を受診していた。平成〇年〇月〇日も定期検査として受診したが、レントゲンで白い陰がみられ、肺炎なのですぐに入院するよう指示された。F病院には、カテーテルの関係や褥そう検査のため、泌尿器科と形成外科へ2、3か月に一度通院していたが、平成〇年〇月が最後となった。」と述べており、少なくとも、平成〇年〇月時点において、せき髄損傷について大きな変化があったことを推認させる申述を行ってはいない。

(3) 被災者の本件疾病について、鑑定医のG医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「死亡原因は誤嚥性肺炎である。平成〇年〇月〇日誤嚥性肺

炎で入院治療し、全身状態が悪化し、同年〇月〇日死亡した。被災者は、第12胸髄以下の完全麻痺のせき髄損傷であり、呼吸に必要な胸部の呼吸筋は第1胸神経から第11胸神経までの支配であり、横隔膜は第4から第5頸神経支配であるため、第12胸髄以下の麻痺であるせき髄損傷の影響を受けない。従って、死亡原因とせき髄損傷とは因果関係がみられない。」と鑑定している。

- (4) 当審査会としては、せき髄損傷による被災者の体力低下等が被災者の死亡に影響している可能性について、これを全面的に否定するものではないが、G医師の鑑定意見によると、被災者の麻痺部位は呼吸不全を引き起こす神経とは異なるものとされており、また、被災者には肺炎及び肺炎の再発等の治療歴があることに鑑みれば、本件疾病の発症がせき髄損傷によるものとは判断できないものである。

なお、D病院の診療録には、平成〇年〇月〇日、「全て、老化に伴う病態で、生命力の低下と言える。したがって、今後の見通しとして、状態が改善することは困難であり、むしろ悪化する」、同年〇月〇日、「年齢に伴う全身機能の悪化が根本の原因。」との医師のコメントが記載されていることなどからみて、請求人らによる、「被災者のせき髄損傷が被災者の全身状態を自然経過を超えて悪化させた」とする旨の主張も採用することはできない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。